



新たに長野県パパ育休応援奨励金制度を7月から開始します

～誰もが育休を取得しやすい職場環境を目指して～

本県の男性の育児休業（以下、「育休」という。）の取得率は36.7%であり、女性の94.2%と比較して未だに低い状況となっています。（令和5年長野県雇用環境等実態調査）

そこで、男性従業員の育休取得日数に応じて中小企業等へ奨励金を支給する「長野県パパ育休**応援**奨励金」を開始します。これに合わせ、「長野県パパ育休**公表**奨励金」も開始するほか、先行して、本日より「長野県パピママ育休実践企業**登録**制度」を開始します。

奨励金制度は令和6年7月スタート

国助成金との一部併給可！

育休分割取得も対象！使い勝手◎

◆長野県パパ育休**応援**奨励金

概要	男性従業員の育休取得日数に応じて中小企業等へ奨励金を支給 (令和6年4月1日以降に取得を開始した育休が対象)	
対象	長野県内に本社または主たる事務所がある中小企業等（別紙2参照）	
金額	<ul style="list-style-type: none"> ・14日以上28日未満：10万円 ・28日以上3か月未満：20万円 ・3か月以上：30万円 	<ul style="list-style-type: none"> ※支給パターン例は別紙1参照 ※1企業3回まで ※申請が2回目以降の場合、金額は異なります。

◆長野県パパ育休**公表**奨励金


概要	長野県パピママ育休実践企業登録制度による登録、かつ、厚生労働省の両立支援等助成金の支給決定及び情報公表加算を受けた、中小企業等へ奨励金を支給
対象	長野県内に本社または主たる事務所がある中小企業等（別紙2参照）
金額	3万円（1回限り）

奨励金制度は7月1日から「[ながのけん社員応援企業のさいと](https://nagano-advance.jp/childcare-leave/)」特設ページに申請方法等を掲載！（URL：<https://nagano-advance.jp/childcare-leave/>）

登録制度は6月6日から先行スタート

本日から受付開始！

◆長野県パピママ育休実践企業**登録**制度

概要	「ながのけん社員応援企業のさいと」に育休取得率、取組等を登録、その内容を公表します。積極的に取り組む企業の認知度向上、他企業への好事例の共有・展開を図ります。	
対象	「 社員の子育て応援宣言 」に登録した、県内に本社又は事務所がある法人・個人事業主	
申請方法	以下のリンクまたは右記QRコードから、登録の申請をしていただけます。 登録制度案内ページ（県公式ウェブサイト）	

※各制度の対象企業の詳細・申請期限等については、別紙2をご確認ください。

こどもまんなか

みんなでつくろう！こども・子育てに優しい信州

産業労働部労働雇用課労働環境係

中嶋、伊藤、鶴田

電話 026-235-7118（直通）

026-232-0111（代表） 内線 2473

E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp